令和６年度　不祥事防止研修実施状況

三原市立木原小学校

月	日	曜	研 修 内 容	担当者
4	2	火	○服務規律の徹底について 校務運営規程、服務規程、学校経営会議・職員会議運営細則 情報情報セキュリティに関する規程、会計等取扱規程 指導要録の記入に関する規約　他 ○不祥事防止に向けて 不祥事防止校内委員会設置要綱、不祥事根絶のための行動計画 不祥事防止校内委員会・不祥事防止研修年間実施計画 「木原小セーフティガード」の活用	校長 教頭
4	3	水	○入学式における服務規律の徹底について	校長
4	5	金	○教育公務員としての心構えと規範意識について 広島県教員等資質向上指標（目標設定） 広島県教育資料「教職員としての在り方」 ○服務規律の徹底 不祥事の背景・原因・防止策、教職員に期待される役割と行動例 法令遵守・信用失墜行為の禁止・上司の命令に従う義務・ヒヤリハットの法則等 ○適正な会計管理について ○学校における危機管理 食物アレルギー対応・救急体制（実習）、異物混入時の対応	教頭 主事 教務主任
5	7	火	○学校における危機管理 感染症の予防、嘔吐物処理（実演）	養護教諭
6	18	火	○不祥事の根絶「不祥事根絶に向けた緊急メッセージ」「記者発表資料」 不祥事事案の確認、緊急メッセージに込められた思い ○同僚性の高い職場を目指して 求められる教職員像・同僚性とは・レジリエンスについて・適切（アサーティブ）な自己表現・同僚性を高めるために具体的にできること（協議・共有）・R80（振り返り）	教頭 研究主任
7	5	金	○アンガーマネジメントについて アンガーマネジメントとは？、意味とその効果 アンガーマネジメント自己タイプ診断 今日からできるアンガーマネジメントの三つのテクニック 振り返り（R80）とまとめ	研究主任
7	22	月	○不祥事の根絶 資料：「記者発表資料」「教職員の不祥事防止に向けた新たな研修」（岡山県教育委員会） 事例並びに新たな視点による分類（確認） 問題点・発生メカニズム・対処方法について（協議・共有） のぞき・盗撮の実際（調査結果・事例・誤った考え方・責任・不祥事事案が生起した際の影響・不祥事を起こさないために）（確認） 振り返り（R80）とまとめ	教頭
8	29	木	○交通違反・交通事故の未然防止について 資料：「交通違反・交通事故」「教育局 飲み方10則」（埼玉県教委） 不祥事の事例（確認） チェックリストによる自己診断並びに実態交流 近年の法改正並びに問われる責任（確認） 飲酒について（共有） 振り返り（R80）とまとめ	養護教諭

9	5	木	○学校における危機管理・不審者対応 資料：「不審者対応における危機管理マニュアルの見直しについて」 （宮城県教委） 危機管理マニュアル（不審者対応）の見直しの視点（確認） 校門～校舎入口　　事前・事故発生時・事後の対策 本校の不審者対応マニュアルについて（確認・協議） 防犯に係る校内環境、対応の流れ、担当、留意点 等 動画視聴 不審者対応に係る取組事例 振り返り（R80）とまとめ	研究主任
10	21	月	○不祥事の根絶 資料：「記者発表資料」 事例が発生した要因と再発防止に向けて（協議・共有） 怒りのコントロール 児童・生徒との良好な人間関係の構築 意見を言い合える職場づくり 危機管理マニュアルの再確認 最悪の事態の想定と対策 入念な教材研究とシミュレーションの実施 振り返り（R80）とまとめ	教頭
12	6	金	○パワーハラスメントの防止 資料：パワーハラスメントについて 定義と特徴（確認） 事例から～問題点と一次・二次予防（協議） 加害者にも被害者にもならないために～アンガーマネジメント・アサーションについて（実技） 振り返り（R80）とまとめ	教頭
12	6	金	○同僚性の高い職場を目指して 資料：ワークシート 自分の好きなところ・いいところ（交流） 人間関係作り（エクササイズ） 感想交流と振り返り（R80）	教務主任
1	15	水	○わいせつ行為・セクシャルハラスメントの防止 ①資料：教員の不祥事を防止する学校マネジメント 八尾坂 修 編集　教育開発研究所 事例から～事後の対応、日常の教育活動で気を付けること（交流） セクハラの定義、セクハラに該当する事例（確認） 児童と職員の認識のズレはないか（振り返りとまとめ） ②資料：信頼される教職員であるために（広島県教委）、県立三次中学・高等学校職員の心得（第３版） SNS によるやりとりの具体、連絡方法等（確認）	研究主任 校長
2	14	金	○不祥事の根絶 資料：「不祥事根絶に向けた緊急メッセージ」「記者発表資料」 「信頼される教職員であるために」（県教委） 事例が発生した背景と再発防止策（協議・共有） 自分自身のこととして 同僚として 周りの環境について 振り返り（R80）とまとめ ○懲戒処分の指針について （改正部分「不適切な指導」「わいせつな行為等」の再確認）	教頭 校長